

広島市告示（安佐北区）第74号

令和8年7月9日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和8年7月9日から令和8年7月23日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の期日
市道	安佐北3区 348号線	安佐北区三入五丁目392番6 地先から 安佐北区三入五丁目267番9 地先まで	令和8年7月9日